

令和4年4月14日

3月決算の特定非営利活動法人様

京都市文化市民局地域自治推進室
市民活動支援課長

事業報告書等の提出期限のお知らせ

特定非営利活動促進法において、特定非営利活動法人は事業報告書等の書類を毎事業年度初めの3月以内に作成し事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが定められております。

貴法人におかれては、令和4年3月31日をもって事業年度が終了しており、下記の期日が所轄庁への提出期限となりますのでお知らせいたします。

なお、総会等で役員を変更又は再任等した場合は、「役員変更等届出書」の提出が必要となります（①全役員再任 ②役員の住所又は氏名の変更 ③役職の変更（理事⇄監事）があった場合も届出が必要です）。この場合、変更又は再任した役員が登記されているときは、法務局での変更登記も必要となりますので御注意ください。

既に書類を提出されている場合は、この文書と行き違いによるものですので御了承ください。

記

1 提出書類

書類名	部数
事業報告書等提出書	1
事業報告書	2
活動計算書（収支計算書でも可（※））	2
貸借対照表	2
財産目録	2
年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての就任期間及び報酬の有無について記載した名簿）	2
前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	2

※ 平成23年の法改正により、収支計算書から活動計算書への移行が必要となっております。経過措置が終了（時期は未定）すれば、全法人が活動計算書に移行しなければなりませんので、定款変更も含め、活動計算書への移行の対応をお願いいたします。

2 提出期限

令和4年6月30日（木）【必着】

※ 持参される場合は、受付時間（8:45～17:30（土日祝日を除く。））内に御来庁ください。

※ 期限内の提出は、認定又は特例認定及び条例による個別指定の要件の一つとなりますので御注意ください。

※ 提出書類に不備等があった場合は受理できませんので、余裕をもって提出してください。

【役員の変更又は再任等があった場合】

上記2の提出期限にかかわらず、速やかに次の書類を提出してください。

役員変更届出	
役員変更等届出書	1
変更後の役員名簿	2
就任承諾及び誓約書の謄本（※）	1
役員の住所又は居所を証する書面（※）	1

※ 変更事由が「新任」（理事から監事又は監事から理事への役職変更を含む。）の場合のみ必要です。

3 提出書類の様式

「京都市 自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」からダウンロードしていただけます。

<https://www5.city.kyoto.jp/chiiki-npo/npo/>

京都市 NPO おうえん

検索



（「NPO情報」⇒「制度・手続&各種提出様式」のページに掲載しています。）

4 提出・お問合せ先

京都市 文化市民局 地域自治推進室 市民活動支援担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎B1F

電話 075-222-4072

5 その他

（1）NPO活動の「自己点検シート」について

決算月を迎えられるに当たり、今一度正しい法人運営が行われているかどうかの自己点検をお願いします。

なお、点検結果の提出は任意ですが、事業報告書等の提出の際に併せて提供いただきますよう御協力をお願いします。

※ 自己点検シートは、「京都市 自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」の「NPO情報」⇒「指導・監督情報」に掲載しています。

（2）NPOメーリングリストの運用について

市民活動支援担当で実施する各種事業の紹介やお役立ち情報のほか、NPO法の改正等の情報について、メールでいち早くお届けするサービスの運用を行っています。

まだ登録されていない法人は、是非御登録をお願いします。

登録方法は、以下のメールアドレス宛てに＜法人名＞＜担当者名＞＜連絡先（メールアドレス・電話番号）＞を記載のうえ、メールを御送信ください。

【専用メールアドレス】 npo-shiminkatsudo@city.kyoto.lg.jp